

# (豊見城市消防本部からの重要なお知らせ！) 重大な消防法令違反のある建物を 公式ホームページ等で公表します。

## 「違反対象物の公表制度」 (令和2年4月1日 開始)

### 1. 目的

違反対象物の公表制度とは、防火対象物（店舗等）を安心して利用していただくために、消防法令に関する重大な違反のある建物を公表することで利用者等の防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに建物関係者による防火管理業務及び消防用設備等維持管理の適正化を促進する目的です。

### 2. 公表の対象となる防火対象物

飲食店、百貨店、ホテル、病院等「特定防火対象物」の不特定多数の方が利用する建物です。

### 3. 公表の対象となる重大な法令違反とは

- ①屋内消火栓設備
- ②スプリンクラー設備
- ③自動火災報知設備

設置が義務付けられた消防用設備等のうち  
いずれかの設備が設置されていないもの等。



### 4. 公表の時期

消防が立入検査で違反を確認し、（立入検査結果通知書の交付後）防火対象物関係者に違反の公表予告した日から14日が経過しても、その違反が認められる場合に公表します。また、公表は違反が是正されるまでの間継続します。

### 5. 公表の方法

豊見城市・豊見城市消防本部のホームページ等で公表します。

### 6. 公表する内容

- (1) 建物の名称
- (2) 建物の所在地
- (3) 違反の内容
- (4) その他消防長が必要と認める事項

### 7. 建物関係者の方へ

あなたが所有（管理、占有）する建物で次のようなことを行う場合、新たに消防用設備等の設置が必要になることがありますので、事前にご相談ください。

※飲食店、物品販売店、福祉施設などの新規入居

※増築、改築、隣接建物との接続工事

※窓や扉などの開口部の閉鎖工事

○お問合せ先 豊見城市消防本部（予防課） ☎098-850-3105 FAX098-901-4517